

相 談 事 例

ID : 04-05-005

相談タイトル

敷地境界の立会いを拒否された場合について

Q : ご相談内容

住宅を新築するため、隣地の所有者に境界標設置の立ち会いをお願いしましたが、会ってくれません。境界標を設置し、境界線に沿ってブロック塀を設置したいのですが、立ち会いを拒否されているこのような状況の場合、どうすれば境界標が打てるのでしょうか。

A : 回答

境界標を設置する場合には、双方の合意をもって土地境界を確定しなければなりません。測量や登記申請を行う専門家である土地家屋調査士に依頼する事になります。なお、境界確認の立ち会いに相手が応じない場合、訴訟手続きが必要になりましたが、今は「筆界（土地境界）特定制度」があり、法務局が土地所有者間の間に立って調停作業を進めてくれます。詳しくは、土地家屋調査等の専門家に相談して下さい。